

## 約款の改定について

tsumiki証券株式会社

平素はtsumiki証券をご利用いただき、ありがとうございます。

2019年3月29日付けで下記の約款を変更いたします。なお、この改定によるお客さまのお取引への影響はありません。

### <改定する約款>

1. 総合取引約款
2. 投資信託受益権振替決済口座管理約款
3. 投資信託累積投資約款
4. 特定口座約款（特定口座に係る上場株式等保管委託契約）
5. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
6. 投資信託積立取引エポスカード決済約款
7. インターネット取引約款

### <主な変更点>

◎民法の改正に伴う契約解除・約款改定に関する変更

#### <1. 総合取引約款>

(新)	(旧)
第26条(解約) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解約されます。 (中略) <u>(6) (削除)</u>	第26条(解約) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解約されます。 (中略) <u>(6)第28条に定める約款等の変更にお客様が同意されない場合</u>
第28条(本約款の改定) 1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときに、 <u>民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u> 2. <u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知いたします。</u>	第28条(本約款の改定) 1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときは、改定されることがあります。 2. <u>前項の改訂があったとき、当社は当社所定の方法でお客様にご通知させていただきます。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、ご同意いただいたものとして取扱います。</u>

※上記2. ～7. の約款についても同じ内容の改定をしております